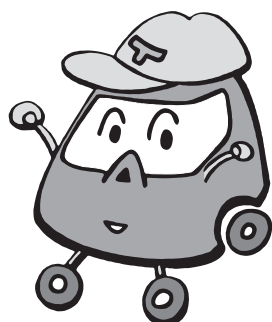


兵ト協ニュース

2009.2 No.271



砥峰高原(神崎郡神河町)



もくじ

○ 行政からのお知らせ

(国土交通) 自動車の検査・登録業務の年度末繁忙対策に関する協力依頼について …	1
降積雪期における輸送の安全確保の徹底について ……………	2
平成21年度整備管理者選任前研修の実施について ……………	4
「放射性同位元素陸上輸送安全対策検討会」の報告に基づく対策の実施について …	7
(環 境) 「関西エコオフィス宣言」及び平成20年度「関西エコオフィス大賞」について …	10

○ 日本自動車整備振興会連合会からのお知らせ …………… 13

○ 事務局からのお知らせ

エコドライブ管理システム(EMS)用機器導入に係る助成延長のお知らせ …	17
平成20年度衝突被害軽減ブレーキ導入助成金申請について ……………	19
平成20年度ドライブレコーダー導入助成金の申請について ……………	19
引越業者が引き取った特定家庭用機器廃棄物の製造業者等への 確実な引渡しの実施等について ……………	20
窒素酸化物または粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領に 基づくNO _x ・PM低減装置の評価結果について(情報提供) ……………	22

○ 陸災防のページ …………… 28

○ 会員だより …………… 33

○ 協会日誌 …………… 35



行政からのお知らせ



国土交通

神 兵 登 第 177 号
平成21年 1 月21日

社団法人 兵庫県トラック協会会長 殿

神戸運輸監理部長

自動車の検査・登録業務の年度末繁忙対策に関する協力依頼について

平素は、国土交通行政の円滑な遂行にご支援・ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

例年、年度末は自動車税及び会社の決算期等の関係で、自動車の検査・登録申請が集中しています。

このため、毎年3月期には、申請窓口が非常に混雑するとともに、申請処理に長い時間を要することとなり、申請者の皆様には長時間お待たせすることになります。

また、申請手続きの相談にも応じがたい状態となる場合も考えられます。当部といたしましても、申請者の皆様方にご迷惑をおかけしないよう、種々対策を講じているところでありますが、貴職におかれましてもこのような事情をご賢察いただき、別紙PR文書の広報誌への掲載について特段のご配慮をお願いします。

別 紙

自動車の検査・登録申請の早期手続きについて

毎年、年度末は自動車の検査・登録申請窓口が非常に混雑して長時間お待たせすることになりますので、申請処理を円滑に行うため、自動車の検査・登録手続きは比較的すいている3月中旬までにお済ませ下さいますようお願いいたします。

また、継続検査は、自動車検査証の有効期限の満了する日の1ヶ月前から受けられますので、余裕をもって受けて下さい。

なお、検査・登録申請に関する問い合わせ先は、下記のとおりです。

記

神戸運輸監理部
兵庫陸運部

登録に関する問い合わせ 0 5 0 - 5 5 4 0 - 2 0 6 6

検査に関する問い合わせ 0 7 8 - 4 5 3 - 1 1 0 2

姫路自動車検査登録事務所

登録に関する問い合わせ 0 5 0 - 5 5 4 0 - 2 0 6 7

検査に関する問い合わせ 0 7 9 2 - 3 1 - 4 8 0 1

神戸運輸監理部ホームページ：<http://www.kbm.mlit.go.jp/>

この度、国土交通省自動車交通局長から全日本トラック協会に下記の通達が発信され、関係事業者に対して、周知徹底の依頼がありましたのでお知らせします。

国自総第402号
国自安第89号
国自旅第296号
国自貨第122号
国自情第184号
平成21年1月5日

(社)全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車交通局長

降積雪期における輸送の安全確保の徹底について

輸送の安全確保については、機会あるごとに注意喚起してきたところでありますが、今般、平成20年12月1日付け中防災第38号で中央防災会議会長（内閣総理大臣）から別添のとおり降積雪期における事故防止対策の徹底に努めるよう通知がされました。

これから本格的な降積雪期を迎える中、輸送の安全確保に遺漏のないよう次の事項について貴会傘下会員に対し周知徹底を行い、事故の防止に努めるようお願いします。

- (1) 気象情報や道路における降雪状況等を適時に把握し、以下の対策を講ずることにより、輸送の安全確保に万全を期すこと。
 - ① 積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期に適切な方法でスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底を図ること。
 - ② 点呼時等において、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行うこと。
 - ③ 積雪・凍結時における要注意箇所の把握に努めること。
 - ④ 気象状況が急変し、安全運行が確保できないおそれがある場合は、運行計画の変更等の適切な措置を講ずること。
 - ⑤ 乗務員に対して、スリップの要因となる急発進、急加速、急制動、急ハンドルを行わないよう指導するとともに、道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保について指導を徹底すること。

国土交通大臣 殿

中央防災会議会長
(内閣総理大臣)
麻 生 太 郎

降積雪期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に尽力されているところであるが、依然として毎年犠牲者が発生している状況にある。

過去の10年間の自然災害による犠牲者をみると、雪害による犠牲者は417人にもものほり、風水害に続く第二の自然災害となっており、特に、平成18年豪雪では全国の死者が152人を数えるなど、雪害としては戦後2番目の被害となったところである。また、その要因をみると屋根の雪下ろし等除雪作業中の死者が約4分の3を占め、また、65歳以上の高齢者の占める割合が3分の2に上ることから、高齢者を念頭に置いた克雪体制の整備など、被災者の目線に立って、「何ができていれば犠牲が避けられたのか」という視点からきめ細やかな取組みを行い対策の徹底を図る必要がある。また、昨冬においては降雪量が平年並か少なかったにもかかわらず、47名の犠牲者が発生している。

このため、高齢者が無理をすることなく除雪できる体制の整備や地元のニーズをより一層踏まえた除雪等の支援、克雪住宅の整備促進等、除雪中の事故防止対策の徹底に早急に取り組まれたい。

併せて、これまでのとおり、雪崩のおそれのある危険箇所の巡視・点検の実施、気象等に関する情報の収集・伝達、警戒態勢の強化等に万全を期すとともに、高齢者・障害者等の災害時要援護者に十分に配慮し、特に災害時要援護者関連施設に対しては、平常時、緊急時とも適切な情報提供を行い、警戒避難体制等の防災体制の整備に努められたい。

また、岩手・宮城内陸地震及び岩手県沿岸北部を震源とする地震の被災地については、地震に伴う地盤被害の実情を踏まえ、特段の注意を払われたい。

上記につき、貴管下関係機関に対する指導方よろしく願います。

神兵整第381号の3
平成20年12月19日

社団法人 兵庫県トラック協会 専務理事 殿

神戸運輸監理部兵庫陸運部長

平成21年度整備管理者選任前研修の実施について

時下、益々のご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は国土交通行政につきまして格段のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて今般、標記研修について、整備管理者選任前研修実施要領（近運達甲第7号、平成15年4月18日制定）に基づき、実施することとしました。

つきましては、平成20年12月19日付け「神戸運輸監理部兵庫陸運部公示」の写しを送付いたしますので、貴傘下会員への連絡方宜しくお願いいたします。

神戸運輸監理部兵庫陸運部公示

神兵整公示第2号

平成21年度整備管理者選任前研修について、整備管理者選任前研修実施要領（近運達甲第7号、平成15年4月18日制定）に基づき、下記のとおり実施する。

平成20年12月19日

神戸運輸監理部兵庫陸運部長

記

1. 研修対象者

道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の整備管理者の資格要件により、整備管理者に選任予定の者（整備士の資格を有さない方）

2. 研修内容

（1）整備管理者制度の趣旨、目的に関する事項

- (2) 整備管理者の業務、権限に関する事項
- (3) 点検・整備の方法に関する事項
- (4) 整備管理者の関係法令に関する事項
- (5) その他整備管理者に必要な事項

3. 実施日時及び実施場所 上半期（4月～9月）

実施日時	実施場所	定員	申請締切り
平成21年4月22日(水) 13:30～16:30	兵庫県自動車整備会館(5階) 神戸市東灘区魚崎浜町33	150	平成21年4月15日(水)
平成21年5月28日(木) 13:30～16:30	姫路自動車検査登録事務所(2階) 姫路市飾磨区中島福路町3322	40	平成21年5月21日(木)
平成21年6月18日(木) 13:30～16:30	兵庫県自動車整備会館(5階) 神戸市東灘区魚崎浜町33	150	平成21年6月11日(木)
平成21年7月22日(水) 13:30～16:30	姫路自動車整備教育会館(2階) 姫路市飾磨区中島福路町3322	150	平成21年7月15日(水)
平成21年8月26日(水) 13:30～16:30	兵庫県自動車整備会館(5階) 神戸市東灘区魚崎浜町33	150	平成21年8月19日(水)

4. 注意事項

- (1) 当日は、免許証等本人の顔写真のある身分証明書を持参下さい。
- (2) 研修開始30分前より受付を開始します。
- (3) 研修は予約制とし、定員になり次第締め切らせていただきます。
- (4) 予約は、ファックスにより兵庫陸運部整備部門で受け付けます。
- (5) 研修会場に変更がある場合は、事前に連絡します。
- (6) 研修会場の駐車場は限りがあるため、お車でお越しの方は兵庫陸運部もしくは姫路自動車検査登録事務所の駐車場をご利用ください。

5. 問い合わせ先

神戸運輸監理部兵庫陸運部整備部門

住所：神戸市東灘区魚崎浜町34-2

電話：078(453)1103 F A X：078(431)8761

整備管理者選任前研修受講申請書

(整備士資格をお持ちでない方、整備管理者の資格を有さない方の研修です)

平成 年 月 日

近畿運輸局長 殿

ふりがな

氏 名

生年月日 昭和 年 月 日 生

下記により開催される、道路運送車両法施行規則第31条の4第1号に掲げる研修(整備管理者選任前研修)の受講を申請します。

記

開催日：平成 年 月 日 ()

時 間：13：30～16：30

場 所：1 兵庫県自動車整備会館(5階多目的ホール)

2 姫路自動車整備教育会館(2階)

3 姫路自動車検査登録事務所(2階)

(注) 該当する開催場所の数字を○で囲んで下さい。

連絡先(勤務先)

名 称

住 所

電話番号

F A X 番号

- (注) 1. ※欄は記入しないでください。
2. 申請書は楷書で記入して下さい。
3. 受付は、13：00より始めます。
4. 筆記用具の他、写真付き身分証明書(運転免許証等)をご用意ください。
5. 受講番号を確認しますので受講申請書をお持ちください。
6. 研修会場の駐車場は限りがあるため、お車でお越しの方は兵庫陸運部もしくは姫路自動車検査登録事務所の駐車場をご利用ください。

この度、国土交通省貨物課長と環境課長との連名で全日本トラック協会に下記の通達が発信され、関係事業者に対して、周知徹底の依頼がありましたのでお知らせします。

国自貨第117号

国自環第172号

平成20年12月17日

社団法人全日本トラック協会

会長 中西 英一郎 殿

国土交通省自動車交通局

貨物課長 一見 勝之

国土交通省自動車交通局技術安全部

環境課長 矢作 伸一

「放射性同位元素陸上輸送安全対策検討会」の 報告に基づく対策の実施について

(社)日本アイソトープ協会(荷主)が、本年9月24日に京都医療科学大学(京都府南丹市)に向けて発送した放射性同位元素(リン 32、量 1ミリリットル)が、到着予定の翌25日になっても到着せず、いまだにその所在が不明であるという事案が発生した。また、本事案においては、実運送事業者が放射性輸送物を運搬する際に遵守すべき法令(放射性同位元素等車両運搬規則(以下「運搬規則」という。))を遵守していなかった事実が明らかになった。

これを受け当省では、本年10月17日に「放射性同位元素陸上輸送安全対策検討会」を設置し、放射性輸送物が他の荷物と混載されて運送される場合を前提とした、確実かつ安全な放射性輸送物の運送を確保するために必要な方策について、検討を進めた結果、本日、報告がとりまとめられたところである。

については、本報告において示された、①紛失防止対策、②万一の紛失の際でも適切な取扱いを確保する対策、③運搬規則の遵守確保策、④紛失発生時に関係者がとるべき措置について、関係者が適切に実施することが必要であるので、会員の貨物自動車運送事業者に対し、放射性輸送物を運送する場合にあっては、特に、下記事項に関し、適切に対策を実施するよう、周知願いたい。

(注：報告については、<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> (国土交通省自動車交通局HP) にて参照可能)

記

1. 紛失防止対策

① 紛失(誤配送、盗難等を含む)が発生した場合に、その発生を速やかに検知し、問題の発生

した場所、時期を特定するため、適切な方法による当該荷物の追跡管理を講じる。

なお、実際に導入されている例として、以下のようなものがある。

- (a) バーコード入力による荷物追跡システムによって荷物の移動をリアルタイムで追跡する。
- (b) マニフェスト（伝票とは別に作成する、荷物の行き先と個数が書かれた一覧表。荷物とともに移動する。）を作成し、荷物の積み卸しの都度、実物とマニフェストの内容が一致していることを確認する。

② 荷物の輸送、仕分け、保管の過程における盗難を防止するため、監視や施錠等のセキュリティ措置を講じる。

なお、実際に導入されている例として、以下のようなものがある。

- (a) 荷物の保管場所及び仕分け場所については、防犯カメラの設置や施錠を行う。
- (b) 輸送車両については施錠を行う。

2. 運搬規則の遵守確保策

放射性輸送物を運送する運送事業者は、遵守しなければならない事項をまとめたチェックリストを用いて、自社の法令遵守状況を確認する。

3. 紛失発生時に関係者がとるべき措置

放射性輸送物が紛失した際は、早期発見と第三者による輸送物の不適切な取扱いの防止のため、運送事業者、荷主（最初に荷物を送り出す者をいう。以下同じ。）、国は迅速に対応する必要がある。紛失が発生した際に関係者がとるべき措置を整理すると、次のとおりである。

① 法令に基づく報告

- (a) 運送事業者は、放射性同位元素等が紛失したときは、その旨を直ちに文部科学大臣及び国土交通大臣に報告しなければならない。また、その状況及びそれに対する処置を十日以内に文部科学大臣及び国土交通大臣に報告しなければならない。（放射線障害防止法施行規則第三十九条、運搬規則第二十二條）
- (b) 運送事業者は、その所持する放射性同位元素について、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なくその旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。（放射線障害防止法第三十二条）

② 広報による国民への注意喚起等

広報は、紛失した荷物を入手した第三者が不適切な取扱いをしないよう注意喚起するために必要であり、また、事案を周知することによって紛失荷物捜索に対する協力も期待できる場合がある。このため、原則として、以下のように適切な広報を行う。

- (a) 国は、関係者（荷主、運送事業者）から放射性輸送物の紛失の報告を受けた際は、速やかに事案の発生を公表する。
- (b) 関係者（荷主、運送事業者）は、事案の発生を公表するとともに、状況に応じて、ホームページへの掲載、新聞等による広告などにより周知する。

③ 放射性輸送物の搜索

危険品の早期回収及び国民の不安の除去のため、関係者は紛失した荷物の搜索に全力をあげる必要がある。具体的には、次のような搜索活動が考えられる。

- (a) 運送（予定）ルートにある施設・車両に対象荷物が残存していないかを確認する。
- (b) 誤送の可能性がある関係営業所について広く、対象荷物の誤着がないか確認する。
- (c) 誤配達の可能性のある配達先に対して、電話連絡、訪問等を行い、誤配達がないか確認するとともに、発見の協力を依頼する。

④ 緊急時の連絡体制の構築

①～③の措置を迅速かつ確実に実施するため、荷主、運送事業者、関係省庁にあっては、緊急時の連絡体制を構築しておくべきである。

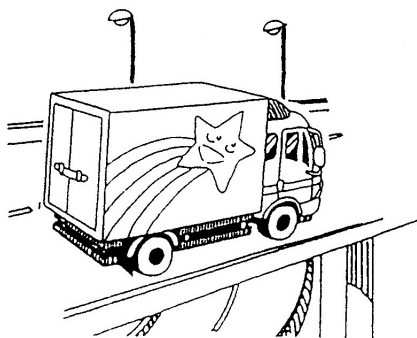
●国土交通省自動車交通局技術安全部環境課連絡先

電 話：03-5253-8111（内線 42-513）、直通 03-5253-8603

F A X：03-5253-1639

担当者携帯電話：090-7845-0226、090-7845-0214

以上

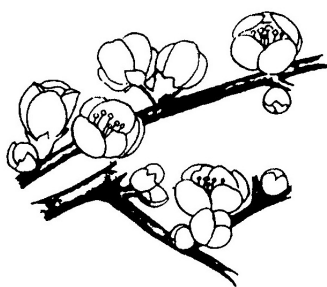


**!! 国道43号・阪神高速3号神戸線から
5号湾岸線へ迂回をお願いします。!!**

「関西エコオフィス宣言」及び平成20年度「関西エコオフィス大賞」について

兵庫県では、平成15年度から関西広域機構（KU）と連携して、伸びの大きい業務部門の温暖化対策として、事務所（オフィス）で冷暖房温度の適正化などに取り組む「関西エコオフィス宣言」運動を推進しています。

つきましては、「関西エコオフィス宣言」の登録及び現在、「関西エコオフィス宣言」事業所やISO14001をはじめとする各種環境マネジメントシステムの認証・登録事業所の中から、特に優れた取り組みを行っている事業所（オフィス）を顕彰する平成20年度「関西エコオフィス大賞」の募集を行っておりますので、申請を希望される事業者におきましては、環境事業部（078-882-5556）までお問い合わせ下さい。



平成20年度 関西エコオフィス大賞募集

地球にいいこと、
ひとつずつ...



はじめてまあ!

募集
期間

平成21年
1月5日(月) ~ 2月27日(金)

私たちは、身近なところから地球温暖化防止活動を行う
「関西エコオフィス宣言」オフィスとして、以下の項目に取り組んでいます。

夏季の適正
冷房と軽装勤務

冬季の適正暖房

グリーン購入
の推進

節電・節水
の励行

エコドライブ
の励行

自動車利用
の抑制

ごみ再資源化



関西エコオフィス宣言

KU 関西広域機構 <http://www.kansai.gr.jp/ku/>

正会員 福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 鳥取県 京都市 大阪市 神戸市 堺市
社団法人関西経済連合会 大阪商工会議所 京都商工会議所 神戸商工会議所 社団法人関西経済同友会 関西経営者協会 堺商工会議所

100

PRINTED WITH
SOY INK™
この印刷は大豆インクを使用
しています。
この印刷は大豆インクを使用
しています。



はじめようエコオフィス運動

チーム・マイナス6%

● 関西エコオフィス大賞 とは

関西広域機構（KU）では、地球環境にやさしいオフィス活動を広げていくため、宣言オフィス等の中から特に優れた取り組みを行っているオフィスを、「関西エコオフィス大賞」等として選定し、表彰します。

「関西エコオフィス大賞」については、関西広域機構理事会（KUを構成する10 府県知事・4 政令市長及び7 経済団体代表が出席）の場で、毎年表彰を行っています。

関西エコオフィス大賞 【大企業部門】1 事業所 【中小企業・その他団体部門】1 事業所
関西エコオフィス奨励賞 【大企業部門】数事業所 【中小企業・その他団体部門】数事業所

● 応募資格

- 関西エコオフィス宣言事業所
- ISO14001・エコアクション21・KES(京都市)・M-EEMS(三重県)・KEMS(神戸市)・エコ京都21(京都府)・TEAS(鳥取県)の認証・登録事業所
- 上記に該当する事業所が複数で構成する組合・団体

● 応募方法

- 関西エコオフィス大賞応募用紙に必要事項を記載のうえ、具体的な取組内容が分かる資料を添付して、事業所のある府県・政令市の担当窓口あて提出してください。
- 応募用紙は関西広域機構ホームページからダウンロードできます。
<http://www.kansai.gr.jp/ku/ecoooffice/prize.html>

● 審査方法

KU環境部会、アドバイザー会議で次の6項目の評価を行い、大賞等を選定します。

- 効 果 …… 省エネ効果・CO₂削減効果は高いか、効率性・費用対効果が高い取り組みか
- 他 へ の 波 及 可 能 性 …… 他の事業所（オフィス）でも容易に取り組めるものか、普及しやすい取り組みか
- 創 意・工 夫 の 度 合 い …… 他の参考となる工夫を加え、成果を挙げているか
- 組 織 内 で の 浸 透 性 …… 従業員に周知・啓発し、オフィスを挙げての取り組みとなっているか
- 継 続 性 …… 継続して取り組んでいるものであるか、今後も継続して取り組めるものであるか
- 他の取り組みに対する評価 …… 主な取り組みのほか事業所活動全般にわたって環境に配慮した事業活動に
取り組み、成果を挙げているか

表彰式の様子(H20.7.30)



平成19年度関西エコオフィス大賞・奨励賞 表彰式



大賞（中小企業・団体部門）
（株）創美工芸様



大賞（大企業部門）
（株）滋賀銀行様

<応募窓口>

KU構成自治体

福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県
和歌山県 鳥取県 徳島県 京都市 大阪市 堺市 神戸市
の関西エコオフィス大賞担当

http://www.kansai.gr.jp/ku/ecoooffice/pref_list.html

<問い合わせ先>

関西広域機構（KU）環境・防災部

電 話：06-4803-5572

F A X：06-4803-5574

Eメール：kansai@kansai.gr.jp

<http://www.kansai.gr.jp/ku/ecoooffice/index.html>

日本自動車整備振興会連合会からのお知らせ

日整連第20-364号
平成21年1月6日

社団法人 全日本トラック協会
会 長 中 西 英一郎 殿

敬 日本自動車整備振興会連合会
会 長 坪 内 協 致

定期点検整備促進運動の実施等について

拝啓、時下、貴会ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記運動を別添1の「定期点検整備促進対策要綱」に基づき、国土交通省及び警察庁のご指導のもとに引き続き平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間実施することになりましたのでお知らせ致します。

本運動については、国土交通省・技術安全部長から各地方運輸局長等に対し通達が出されたこと、及び本運動の促進対策の一環として使用される自動車の前面ガラスに貼付するステッカーが国土交通大臣より指定されましたことを併せてお知らせ致します。

敬具

〈本件の問合せ：日整連・指導部 伊藤〉

定期点検整備促進対策要綱

1. 目 的

自動車の適正な点検・整備を通じて、自動車の安全を確保し、公害の防止及び環境の保全を図るため、本要綱により定期点検整備の実施の普及および促進を図る。

なお、本運動は、自動車点検整備推進運動と連携して実施するものとする。

2. 実施期間

平成21年4月1日より平成22年3月31日までとする。

3. 普及・促進対策

- 1) 自動車使用者に対する保守管理意識高揚のためのPR
- 2) 自動車使用者に対する自動車の構造および点検・整備に関する知識の向上促進
- 3) 自動車分解整備事業者等における点検・整備にかかわる受入体制の充実促進
- 4) 点検整備済ステッカーの貼付

4. 実施要領

1) 自動車使用者に対するPR

自動車使用者に対し、定期点検整備の必要性とその励行について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等マスメディアの活用とポスター、チラシ等の配布及びホームページによりPRする。

また、日整連等は、マイカー点検キャンペーン等の各種イベントを開催し、自動車使用者に対し点検・整備の重要性を啓蒙する。

2) 自動車使用者に対する自動車の構造および点検・整備に関する知識の向上促進

自動車使用者に対し、自動車の構造、点検・整備の知識、認識の向上を図るため実車等を使用した点検教室等を開催する。

3) 自動車分解整備事業者等における点検・整備にかかわる受入体制の充実促進

自動車分解整備事業者等は、自動車使用者に対して定期点検整備の実施時期をダイレクトメール、電話、訪問等により連絡するとともに、点検・整備時に整備内容、料金等の説明を十分に行い、自動車使用者が整備事業場等を利用しやすいようにする。

また、日整連等は、整備技能コンクール等を開催し、自動車分解整備事業者等の接客マナーおよび技能の向上等受入体制の向上を図る。

4) 点検整備済ステッカーの貼付等

定期点検整備を実施した自動車の前面ガラスに点検整備済を示すステッカーを貼付することにより、点検整備実施事業場名等を表示し、実施責任を明らかにするとともに、自動車使用者に次回の定期点検整備時期を知らせることによって、定期点検整備の実施の励行を促進する。

(1) ステッカーの貼付対象車種

普通自動車

小型自動車（二輪車を除く）

軽自動車（二輪車を除く）

大型特殊自動車

(2) ステッカーの貼付

(イ) ステッカーは、自動車分解整備事業者、新車販売事業者および特定給油所等が、次の場合に当該自動車に貼付する。

① 自動車分解整備事業者が定期点検整備を確実に行ったとき。

② 新車販売事業者が新車の販売にあたり納車整備を行ったとき。

③ 特定給油所等が自家用貨物自動車の6カ月点検・整備または自家用乗用自動車であって、4輪主ブレーキおよび駐車ブレーキがすべてディスク・ブレーキである自動車の12カ月点検・整備（「自動車点検基準」の「自家用貨物自動車等の定期点検基準」または「自家用乗用自動車等の定期点検基準」により行うものに限る。）を確実に行ったとき。

(ロ) ステッカーは、車室内から見て前面ガラス左側上部（左ハンドル車にあつては右側上部）に1枚を貼付するものとし、運転者の視野を妨げず、検査標章の貼付を防げない位置に貼付する。

(ハ) 事業者がステッカーを自動車の前面ガラスに貼付できる期間は平成21年4月1日より平成22年3月31日とする。

(ニ) ステッカーを自動車の前面ガラスに貼付しておける期間は平成23年4月30日までとする。

(3) ステッカーの剥離

(イ) 次回の定期点検整備時期を経過したステッカーは必ず剥がすこと。

また、その旨を自動車使用者等に周知徹底すること。

(ロ) 貼付しておける期間を経過したステッカーをそのまま貼付していると保安基準違反となることを自動車使用者等に周知徹底すること。

(4) ステッカーの様式

ステッカーの様式は、別紙のとおりとする。

(5) ステッカーの管理

各ステッカー取扱い団体および事業者は、配付台帳を備え、厳正な管理を行う。

なお、不適正な管理を行った場合にはステッカーの貼付ができなくなることがあります。

5. 定期点検整備促進協議会の構成

1) 定期点検整備促進協議会は、下記の中央団体をもって構成し、~~国~~日本自動車整備振興会連合会をもって代表団体とする。

社団法人 日本自動車整備振興会連合会

社団法人 日本自動車工業会

社団法人 日本自動車販売協会連合会

社団法人 全国軽自動車協会連合会

社団法人 日本自動車連盟

社団法人 全国自家用自動車協会

社団法人 日本バス協会

社団法人 全日本トラック協会

社団法人 全国乗用自動車連合会

社団法人 日本中古自動車販売協会連合会

2) 地方の定期点検整備促進協議会は、中央に準じた構成とし、自動車整備振興会をもって代表団体とする。

6. 定期点検整備促進協議会の事務局

1) 中央の事務局は、日本自動車整備振興会連合会とし、地方は各都道府県自動車整備振興会とする。

2) 事務局は、次の業務を行う。

- ① 定期点検整備促進協議会の開催
- ② 点検整備済ステッカーの発行（中央に限る）および配付
- ③ その他本要綱の実施のために必要な業務

7. そ の 他

1) 本要綱は、定期点検整備促進協議会が関係行政省庁の指導を得て推進する。

2) PRに当たっては、「定期点検整備促進協議会」の名称を用いて行うよう努める。

3) 本要綱の実施のため必要な事項であって本要綱に特段の定めのないものについては、中央および地方の定期点検整備促進協議会で別途定める。

別紙

点検整備済ステッカーの様式 例

〈注〉

- (1) 自家用、事業用を共通の様式とする。
- (2) 車内より貼付することができるものとする。
- (3) 地色（外周ダイヤル部分）は、平成21年用は緑色、平成22年用は橙色、平成23年用は青色とする。
- (4) 偽造の困難な様式とする。
- (5) 管理用に一連番号を入れる。



点検整備実施事業場

実施年月日 _____

認証番号 _____

実施事業場 _____

次回の定期点検は、次の期日までに行ってください。

22	年	月	日
----	---	---	---

期日を過ぎたステッカーは必ずはがして下さい。

前面窓ガラス貼付に係る国土交通大臣指定済
・前面ガラス左側上部（左ハンドル車は右側上部）に
1枚に限り貼付することができます。
・平成23年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準
違反になります。

A ○○○○○○

事務局からのお知らせ

〈エコドライブ管理システム(EMS)用機器導入に係る助成延長のお知らせ〉

(社)兵庫県トラック協会では、エコドライブ管理システム(EMS)用機器を導入された会員を対象に、標記助成金を交付していますが、応募期間を2月20日まで延長いたします。

ただし、2月以降の申請については助成金予算枠に達した時点で終了しますので、かならず事前に環境事業部まで、助成金予算枠のご確認を下さるようお願いいたします。

記

応募要領

1. 助成対象

- (1) 兵庫県トラック協会の会員として1年以上経過し、助成交付申請時に会費未納がない事業者。
- (2) 兵庫県内に使用の本拠を置く(神戸・姫路ナンバー)既事業用車両(新車登録時に装着済み車両も対象とする)で、平成20年4月1日から平成21年2月20日までの期間内にEMS用機器を導入取り付け(リース・買取り)した費用を助成する。

○ EMS用機器

- ・ **車載器** 適切なタイミングで警告音により運転者にエコドライブを支援することができ、自動車から運転に係る運行診断結果データを記録するため、最低限度必要な機器
※ (時間情報・瞬間速度・走行距離・急発進・急加速・アイドリング継続情報・設定した経済速度を超えた走行等に関する情報が取得出来る機器)
- ・ **事業所用機器** 車載器において記録した運行データを、集中管理するために、最低限度必要な機器
※ (運行データ(車載器の※印)の情報をカードリーダーや分析ソフト等を介して出力出来て、エコドライブに関して分析するためのソフトウェア等で構成される機器)

2. 助成金額

- ・ **車載器** 1台あたり(兵ト協) 10,000円 + (全ト協) 10,000円
- ・ **事業所用機器** 1台あたり(兵ト協) 50,000円 ※(全ト協の助成はなし)

3. 助成限度(1事業者)

- ・ **車載器** - 兵ト協(1社50台までを限度) + 全ト協(1社10台までを限度)とする。
- ・ **事業所用機器** - 兵ト協のみ助成(1社1台までを限度)とする。

4. 申込方法(郵送)

- (1) 「EMS用機器導入促進助成金交付申請書」により、兵ト協へ請求する。

(2) 交付金請求書の他に、下記①又は②、及び③、④の疎明資料(添付)が必要

① リースの場合は、機器名、リース台数、リース金額、リース期間が記載している契約書(正式)の写し

② 買取りの場合は、機器名と金額が記載している請求書(写し)、及び領収書(写)(銀行の振込通知も可)

③ 様式1「EMS用機器(リース・販売)取り付け完了証明書」

※リースと買取りの両方ある時、取り付け完了証明書はリースと販売の別々に証明書(添付)願います。

④ 取り付け車両の自動車検査証の写し(有効期間の満了している車検証(写し)は助成出来ません)

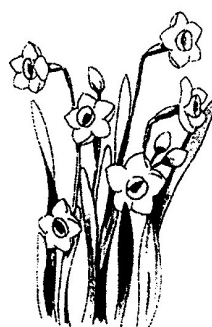
5. 応募期限 平成21年2月20日(厳守)

ただし、事前に兵ト協環境事業部に助成金予算枠の確認を行って下さい。

6. 助成金交付 平成21年3月末日(振込)予定

7. 問い合わせ先・申込み先 (社)兵庫県トラック協会 環境事業部

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号 TEL 078-882-5556 FAX 078-882-5565



〈平成20年度衝突被害軽減ブレーキ導入助成金申請について〉

標記の助成金の申請期限を3月18日まで延長いたします。但し、下記の3項目を厳守して下さい。

1. 平成21年3月16日(月)までに登録が完了する。
2. 3月末日までに車両代金の支払いが必ず完了する。
3. 3月18日(水)までに必要添付書類を添えて助成金申請書が兵ト協に提出される。
ことが条件です。

※3月18日までに領収書が整わない場合は、請求書のコピーを付け申請し、3月末までに支払いを完了し領収書写を提出すること。

上記の条件から外れる場合は助成金の対象となりませんのでご注意願います。

また、3月18日までに予算枠に達した場合は、その時点で締め切りとなりますのでご承知おき下さい。

問い合わせ先：輸送事業部

〈平成20年度ドライブレコーダー導入助成金の申請について〉

標記の助成金の申請期限を2月20日まで延長いたします。但し、2月20日までに予算枠に達した場合は、その時点で締め切りとなりますのでご承知おき下さい。

問い合わせ先：輸送事業部

〈引越業者が引き取った特定家庭用機器廃棄物の製造業者等への確実な引渡しの実施等について〉

今般、家電製品の小売業者でもある引越業者が、家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）を消費者（排出者）から引き取っているが、適切な管理を行わず、その廃家電の一部を製造業者等へ引き渡していなかったため、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）第10条に基づく小売業者の引渡義務違反に該当するとし、環境省及び経済産業省より嚴重注意を受け、さらに1年間の引取・引渡状況等の報告実施を求められる事案が発生しましたのでお知らせします。

〈指示内容のポイント〉

1. 家電小売業者ではない引越業者（家電製品を販売しない）

A. 廃棄物収集運搬業者の許可を得ていない場合

消費者（排出者）から、家電リサイクル券が貼られた廃家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）の引取りを求められても、引き取ることはできないので、家電小売業者または自治体に引取りを依頼するよう、消費者（排出者）へお願いすること。

B. 廃棄物収集運搬業者の許可を得ている場合

消費者（排出者）から、家電リサイクル券が貼られた廃家電4品目を引取り、製造業者の指定引取場所まで運搬することができるが、所定の処理基準を遵守し、家電リサイクル券の適正な処理と引取り廃家電の厳格な管理を徹底すること。

2. 家電小売業者に該当する引越業者（家電製品を販売する）「※今回の違反事業者が該当」

消費者（排出者）から、廃家電4品目を引取りことができ、その引取り及び製造業者への引渡しについて、廃棄物収集運搬業者に収集・運搬を委託することができるが、製造業者へ引き渡されるまでの過程において、責任を持って、家電リサイクル券の交付、回付、保存等の適正な処理と、盗難防止等厳格な管理を行うこと。

〈参考〉

引越不要品に関する基本的なQ & A

Q 1 : 事業のために使用されている家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）は、家電リサイクル法の対象となりますか？

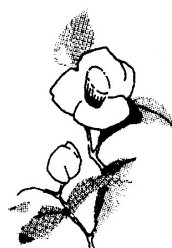
A 1 : 事務所、工場、店舗等で使用されている家電4品目は、事業目的であっても家電リサイクル法の対象となります。

Q 2 : お客様から委任状を収受すれば、どのような不要品を引き取っても良いのか？

A 2 : 家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）とパソコン機器は、それぞれ特別法で処理方法が定められていますので、委任状を収受して引き取ることはできません。家電4品目は家電小売業者または自治体に、パソコン機器は製造業者へ引取りを依頼するよう、消費者（排出者）へお願いしてください。また、市町村によっては、処理困難物（消火器、タイヤ、バッテリー、灯油など）として、居住者が直接申し込んでも引き取らないものを定めているところもあります。従って、これらのものを引き取ると適正な処理ができないので、事前に確認が必要です。

Q 3 : 引き取った引越不要品を、一般廃棄物収集運搬業者を介さずに市町村に引き渡して良いか？

A 3 : 一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すのが原則ですが、一般廃棄物収集運搬業の許可を一切出していない市町村もあります。そのような場合は、引越業者の車両で市町村の処理施設へ持ち込むことになりますが、市町村への事前の確認をお願いします。



〈窒素酸化物または粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領に基づくNOx・PM低減装置の評価結果について(情報提供)〉

さて、標記に関しまして、国土交通大臣より、下記のとおり装置の既認定済み装置装着対象車種の追加について通知がありましたのでお知らせいたします。

なお、下記を含む別表装置一覧に掲げる装置を装着した車両は、自動車NOx・PM法適合車となることを申し添えます。

記

1 既認定済み装置装着対象車種の追加

低減装置の製作者等の名称	株式会社 ケミカルオート
低減装置の種類	NOx・PM低減装置
低減装置の名称及び型式	名称：スモークバスター 型式：KAM-16N
認定番号及び認定日	MLIT-NPR-24(平成20年11月20日)
低減装置を取り付けることができる自動車の型式又は原動機の種類	(1) 平成6年規制適合の日産ディーゼル製FE6型原動機(235馬力、260馬力)を搭載している自動車 (2) 平成6年規制適合の三菱製6D16型原動機(220馬力)を搭載している自動車 (3) 平成6年規制適合のいすゞ製6HE1型原動機(230馬力、260馬力)を搭載している自動車 (4) 平成6年規制適合の日野製J08C型原動機(235馬力、260馬力)を搭載している自動車 (5) 平成6年規制適合の三菱製6D16型原動機(255馬力)を搭載している自動車 * 上記(5)についてH20/12/8追加
使用条件	使用燃料：軽油(硫黄分50ppm以下) 走行条件：——
備 考	——

以上



国土交通省認定NOx・PM低減装置一覧

平成21年1月9日現在

低減装置製作者名	優良低減装置 評 価 番 号	装置の名称	装 置 型 式	取り付けることができる自動車の型式又原動機の種類			使 用 条 件		問 合 せ 先	備 考	首都圏 条例対応 カテゴリ
				車 名	規 制 年	適 合 原 動 機 型 式	使用燃料	走行条件			
(株)エス・アンド・エス エンジニアリング	MLIT-NPR-1	DBS型 排気ガス 浄化装置	DBS-A1	いすゞ	平成元年規制	4BE1, 4HF1	低硫黄軽油	——	TEL:045-591-5775 (代表)	H15.9.5 認定 再評価の結果、装着台数 800台の限定を解除 (H16.12.27)	1, 3
				三 菱	平成元年規制	4D32, 4D33	低硫黄軽油	——			
				トヨタ	平成元年規制	1W	低硫黄軽油	——			
	MLIT-NPR-3		DBS-A2	日 野	平成元年規制	H07D, J08C	低硫黄軽油	——		H17.1.12認定	1, 3
					平成6年規制	J07C(170馬力) J08C(200馬力、215馬力)	低硫黄軽油	——		H18.5.9 追加	4
				いすゞ	平成元年規制	6HE1(165馬力、195馬力) 6BG1(170馬力)	低硫黄軽油	——		H17.1.12認定	1, 3
					平成6年規制	6HH1(175馬力、210馬力)	低硫黄軽油	——		H18.5.9 追加	4
				三 菱	平成元年規制	6D14(160馬力) 6D16(185馬力) 6D17(210馬力)	低硫黄軽油	——		H17.9.30追加	1, 3
					平成6年規制	6D16(170馬力) 6D17(200馬力、220馬力)	低硫黄軽油	——		H18.5.9 追加	4
				日産D	平成元年規制	FE6(185馬力)	低硫黄軽油	——		H18.5.9 追加	1, 3
					平成6年規制	FE6(170馬力、195馬力)	低硫黄軽油	——		H18.5.9 追加	4
	MLIT-NPR-4		DBS-A3	日産D	平成元年規制	RE8, RF8(340馬力)	低硫黄軽油	——		H17.1.12認定	1, 3
					平成2年規制	RF8(340馬力)	低硫黄軽油	——		H17.9.30追加	
	MLIT-NPR-12		DBS-A3-1	日 野	平成6年規制	F17D, F20C	低硫黄軽油	——		H18.12.27認定	4
				三 菱	平成6年規制	8DC11, 8DC9, 8M20	低硫黄軽油	——		H18.12.27認定	4
				日産D	平成6年規制	RG8, RF8	低硫黄軽油	——		H18.12.27認定	4

国土交通省認定NOx・PM低減装置一覧

平成21年1月9日現在

低減装置製作者名	優良低減装置 評 価 番 号	装置の名称	装 置 型 式	取り付けることができる自動車の型式又原動機の種類			使 用 条 件		問 合 せ 先	備 考	首 都 圏 条 例 対 応 カテゴリー
				車 名	規 制 年	適 合 原 動 機 型 式	使用燃料	走行条件			
(株)デプロ	MLIT-NPR-6	DEPRO-ECS	4H-1	いすゞ	平成 6 年規制	4HF1 (130馬力・列型燃料噴射ポンプ仕様)	低硫黄軽油	—	TEL:03-3522-7020 (代表)	H17.9.30認定 「MLIT-NPR-2」改良機種	2,4
					平成 6 年規制	4HG1	低硫黄軽油	—		H18.8.7 追加	
				三 菱	平成 6 年規制	4D35	低硫黄軽油	—		H18.11.1 追加	2,4
					平成 6 年規制	4D33	低硫黄軽油	—		H19.1.19追加	2,4
	MLIT-NPR-10		JO-1	日 野	平成 6 年規制	J08C(200馬力仕様)	低硫黄軽油	—		H18.4.11認定	2
					平成 6 年規制	J08C(215馬力仕様)	低硫黄軽油	—		H18.9.29追加	4
				いすゞ	平成 6 年規制	6HH1(210馬力)	低硫黄軽油	—		H18.11.1 追加	4
(株)ACR	MLIT-NPR-7	ACR NXPR	ACR NXPR-3-01	日 野	平成 6 年規制	J07C	軽油(硫黄分 50ppm以下)	—	TEL:050-3460-7864 (代表)	H17.10.24認定 アベクセラ製 「MLIT-NPR-5」同機種	—
					平成 6 年規制	J08C(200馬力、215馬力)	軽油(硫黄分 50ppm以下)	—		H17.12.15追加	2,4
				いすゞ	平成 6 年規制	6HH1(210馬力、175馬力)	軽油(硫黄分 50ppm以下)	—		H17.12.15認定 アベクセラ製 「MLIT-NPR-8」同機種	2,4
	MLIT-NPR-9		ACR NXPR-3-02	いすゞ	平成 6 年規制	6HH1(210馬力、175馬力)	軽油(硫黄分 50ppm以下)	—		H19.2.14認定	4,5
	MLIT-NPR-13		ACR NXPR-3-03	三 菱	平成 6 年規制	6D16	軽油(硫黄分 50ppm以下)	—		H19.2.14認定	4,5
					平成 6 年規制	6D17(200馬力、220馬力)	軽油(硫黄分 50ppm以下)	—			
				日 野	平成 6 年規制	J07C	軽油(硫黄分 50ppm以下)	—		H19.2.14認定	4,5
					平成 6 年規制	J08C(200馬力、215馬力)	軽油(硫黄分 50ppm以下)	—			
	MLIT-NPR-14		ACR NXPR-4-01	いすゞ	平成 6 年規制	4HF1(130馬力)	軽油(硫黄分 50ppm以下)	—		H19.2.14認定	4,5
					平成 6 年規制	4HG1	軽油(硫黄分 50ppm以下)	—			
					平成 6 年規制	4HJ1	軽油(硫黄分 50ppm以下)	—			
	MLIT-NPR-19		ACR NXPR-2-01	三 菱	平成 6 年規制	8DC11(355馬力)	軽油(硫黄分 50ppm以下)	—		H19.10.19認定	4,5
					平成 6 年規制	8DC9(310馬力)	軽油(硫黄分 50ppm以下)	—			
				日産D	平成 6 年規制	RG8(350馬力)	軽油(硫黄分 50ppm以下)	—		H19.10.19認定	4,5
					平成 6 年規制	RF8(310馬力)	軽油(硫黄分 50ppm以下)	—			

国土交通省認定NOx・PM低減装置一覧

平成21年1月9日現在

低減装置製作者名	優良低減装置 評 価 番 号	装置の名称	装 置 型 式	取り付けることができる自動車の型式又原動機の種類			使 用 条 件		問 合 せ 先	備 考	首 都 圏 条 例 対 応 カテゴリー
				車 名	規 制 年	適 合 原 動 機 型 式	使用燃料	走行条件			
(株)T-TECH 【旧社名：(株)徳大寺 自動車文化研究所】	MLIT-NPR-11	ディゼック	DeXec-S1	いすゞ	平成 6 年規制	4HF1 (130馬力・列型燃料噴射ポンプ仕様)	軽油(硫黄分 50ppm以下)	――	TEL:0436-60-1000 (コールセンター)	H18.4.11認定	2,4
					平成 6 年規制	4HG1	軽油(硫黄分 50ppm以下)	――		H18.4.11認定	2,4
				三 菱	平成 6 年規制	4D35	軽油(硫黄分 50ppm以下)	――		H18.9.6 追加	2,4
					平成 6 年規制	4D33	軽油(硫黄分 50ppm以下)	――		H19.10.19認定	2,4
	MLIT-NPR-20		DeXec-M1	いすゞ	平成 6 年規制	6HH1(175馬力、210馬力)	軽油(硫黄分 50ppm以下)	――		H19.10.19認定	2,4
					平成 6 年規制	6D17(200馬力)	軽油(硫黄分 50ppm以下)	――			
三 菱		平成 6 年規制		6D16(170馬力)	軽油(硫黄分 50ppm以下)	――					
(株)水素エネルギー 開発研究所	MLIT-NPR-15	スカイ スーパ ーⅡ	SII-140	三 菱	平成元年規制	6D16	――	――	TEL:099-284-1335	H19.3.27認定 1.認定後6ヶ月間は、 800台程度を上限と して装着を認める。 2.認定後6ヶ月間の使 用状況を踏まえ、再 度評価を行う。	――
林化成(株)	MLIT-NPR-16	NOx・PM 低減装置	Econix-L103	三 菱	平成 6 年規制	8DC11	軽油(硫黄分 30ppm以下)	――	TEL:03-5402-6371	H19.3.27認定	4
					平成 6 年規制	8DC9(310馬力)	軽油(硫黄分 30ppm以下)	――		H19.8.7 認定	4
					平成 6 年規制	8M20(385馬力)	軽油(硫黄分 30ppm以下)	――		H19.9.27認定	4
				いすゞ	平成 6 年規制	10PE1 (325馬力、360馬力、380馬力)	軽油(硫黄分 30ppm以下)	――		H19.8.7 認定 H20.3.19追加	4
				日産D	平成 6 年規制	RG8(350馬力)	軽油(硫黄分 30ppm以下)	――		H19.10.19認定	4
					平成 6 年規制	RF8(310馬力)	軽油(硫黄分 30ppm以下)	――			
				日 野	平成 6 年規制	F20C(355馬力)	軽油(硫黄分 30ppm以下)	――		H19.10.19認定	4

国土交通省認定NOx・PM低減装置一覧

平成21年1月9日現在

低減装置製作者名	優良低減装置 評 価 番 号	装置の名称	装 置 型 式	取り付けることができる自動車の型式又原動機の種類			使 用 条 件		問 合 せ 先	備 考	首 都 圏 条 例 対 応 カ テ ゴ リ
				車 名	規 制 年	適 合 原 動 機 型 式	使用燃料	走行条件			
(株)ケミカルオート	MLIT-NPR-17	スモークバスター	KAM-08N	日産D	平成 6 年規制	FE6(195馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	――	TEL:0120-513-825	H 19. 8. 8 認定	2, 4
				日 野	平成 6 年規制	J08C(200馬力、215馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	――		H 19. 8. 8 認定	2, 4
					平成 6 年規制	J07C(170馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	――		H 19. 8. 8 認定	2, 4
				三 菱	平成 6 年規制	6D16(170馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	――		H 19. 8. 8 認定	2, 4
	MLIT-NPR-18		KAM-18N	日産D	平成 6 年規制	RG8(350馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	――		H 19. 8. 8 認定	2, 4
					平成 6 年規制	RF8(310馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	――		H 20. 7. 16認定	2, 4
					平成 6 年規制	RH8(400馬力、430馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	――		H 19. 8. 8 認定	2, 4
				日 野	平成 6 年規制	F20C(355馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	――		H 19. 8. 8 認定	2, 4
					平成 6 年規制	F17D(320馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	――		H 19.10.19認定	2, 4
					平成 6 年規制	F21C(390馬力、430馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	――		H 20. 7. 16認定	2, 4
				三 菱	平成 6 年規制	8DC11(355馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	――		H 19. 8. 8 認定	2, 4
					平成 6 年規制	8DC9(310馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	――		H 19.10.19認定	2, 4
					平成 6 年規制	8M20(385馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	――		H 20. 7. 16認定	2, 4
					平成 6 年規制	8M21(420馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	――		H 19.10.19認定	2, 4
				いすゞ	平成 6 年規制	10PE1 (325馬力、360馬力、380馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	――		H 20. 4. 21認定	2, 4
					平成 6 年規制	8PE1 (240馬力、285馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	――		H 20. 7. 16認定	2, 4
					平成 6 年規制	12PE1 (385馬力、420馬力、450馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	――		H 20. 4. 21認定	2, 4
	MLIT-NPR-23		KAM-24N	日産D	平成 6 年規制	PF6〔ターボ付〕 (330馬力、360馬力、390馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	――		H 20. 4. 21認定	2, 4
				三 菱	平成 6 年規制	6D40〔ターボ付〕 (360馬力、390馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	――		H 20. 4. 21認定	2, 4
					平成 6 年規制	6D24〔ターボ付〕 (300馬力、330馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	――		H 20. 4. 21認定	2, 4
				日 野	平成 6 年規制	K13C〔ターボ付〕 (360馬力〔コモンレール式以外〕、395馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	――		H 20.11.20認定	―
				いすゞ	平成 6 年規制	6WA1 (330馬力、360馬力、390馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	――			

国土交通省認定NOx・PM低減装置一覧

平成21年1月9日現在

低減装置製作者名	優良低減装置 評価番号	装置の名称	装置型式	取り付けることができる自動車の型式又原動機の種類			使用条件		問合せ先	備考	首都圏 条例対応 カテゴリー
				車名	規制年	適合原動機型式	使用燃料	走行条件			
(株)ケミカルオート	MLIT-NPR-24	スモークバスター	KAM-16N	日産D	平成6年規制	FE6(235馬力、260馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—	TEL:0120-513-825	H20.11.20認定	2,4
				三菱	平成6年規制	6D16(220馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—		H20.11.20認定	2,4
				三菱	平成6年規制	6D16(255馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—		H20.12.8認定	2,4
				いすゞ	平成6年規制	6HE1(230馬力、260馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—		H20.11.20認定	2,4
				日野	平成6年規制	J08C(235馬力、260馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—		H20.11.20認定	2,4
(株)ESR	MLIT-NPR-21	A'PEX NPR	A'PEX NPR-3-01	日野	平成6年規制	J07C(170馬力)	低硫黄軽油	—	TEL:046-284-3671 (代表)	H20.2.20認定	—
					平成6年規制	J08C(200馬力、215馬力)	低硫黄軽油	—			
				いすゞ	平成6年規制	6HH1(175馬力、210馬力)	低硫黄軽油	—		H20.2.20認定	
	MLIT-NPR-22		A'PEX NPR-3-02	いすゞ	平成6年規制	6HH1(175馬力、210馬力)	低硫黄軽油	—		H20.2.20認定	—

*備考

- ・平成元年規制適合車両とは、自動車検査証の型式欄に『U-』の識別記号を持つ車両
- ・平成2年規制適合車両とは、自動車検査証の型式欄に『W-』の識別記号を持つ車両
- ・平成6年規制適合車両とは、自動車検査証の型式欄に『K C-』の識別記号を持つ車両
- ・平成9年規制適合車両とは、自動車検査証の型式欄に『K E-,K F-,K G-』の識別記号を持つ車両
- ・平成10年規制適合車両とは、自動車検査証の型式欄に『K J-,K K-』の識別記号を持つ車両
- ・平成11年規制適合車両とは、自動車検査証の型式欄に『K L-』の識別記号を持つ車両
- ・使用燃料欄中の『軽油』とは硫黄分500ppm以下の軽油を示し、『低硫黄軽油』とは硫黄分50ppm以下の軽油を示す。
- ・評価番号「MLIT-NPR-2 ((株)デプロ製・平成16年11月評価)」については、平成18年6月1日廃止済。

*注意

上記装置を装着した場合、自動車NOx・PM法の車種規制に適合します。なお、装置の詳細につきましては、上記の各メーカーにお問合せください。

講習会のお知らせ

◎ フォークリフト運転技能講習会（31時間講習）

1. 講習日時・会場

学 科	講 習 日	平成21年 3 月 5 日(木) 9 時～ 8 時45分受付
	会 場	(社)兵庫県トラック協会 神戸市灘区大石東町 2 丁目 4 - 27 ※駐車場：無（公共交通機関を利用して下さい）
実 技	講 習 日	平成21年 3 月 8 日(日) 9 時～ 8 時45分受付 3 月14日(土) 9 時～ 3 月15日(日) 9 時～
	会 場	神戸港湾教育訓練協会 神戸市中央区港島 8 - 11 - 3 ※駐車場：有

2. 受講料

	受 講 料	テキスト代	合 計	受 講 資 格
兵ト協 会 員	32,000円	陸災防兵庫 県支部負担	32,000円	普通自動車運転免許を 有し、満18歳以上の方。
非会員	32,000円	1,400円	33,400円	

※最大荷重 1 トン以上のフォークリフトの運転（道交法による道路上を走行させる運転を除く）の業務には、都道府県労働局長の登録教習機関で技能講習を修了した方であれば就業できません。

3. 申込要領

- (1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認の上、同封の受講申込書に受講料と顔写真 2 枚（証明写真縦3.5cm、横2.5cm、裏面に氏名記入）、本籍の記載されている住民票の写し等もしくは運転免許証のコピー*を添えて下記にお持ちいただくか、又は、現金書留で郵送して下さい。（なお、顔写真 2 枚のうち 1 枚は申込書に貼付しておいて下さい。）

持参される場合の受付時間は、9 時～16 時（12 時～13 時は除く）となります。

※現在更新されている運転免許証は、本籍地が空白ですので、添付に使用できませんのでご注意ください。

(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電 話 (078) 882-5556

- (2) 納入された受講料は、受講票を発行（講習日の一週間前に所属事業所に郵送）した以後は、一切返金いたしません。
- (3) 受付期間 2月9日(月)～27日(金) ※定員枠の予約についても2月9日以降受付ただし、期間にかかわらず定員（50名）に達ししだい締め切ります。

4. 修了証

法定の講習時間を受講し、学科実技共、修了試験に合格した方には修了証を交付いたします。

4日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

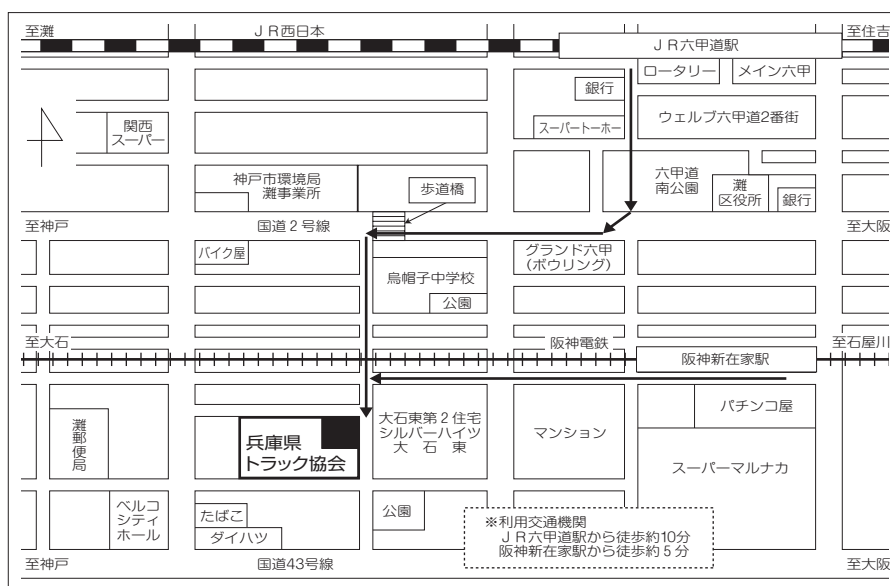
5. 持 参 品

学科講習日：受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム）

実技講習日：受講票・ヘルメット・安全靴・作業服（長そで：運転の際は長そでで行います）・カッパ（雨天の場合でも実施致します）

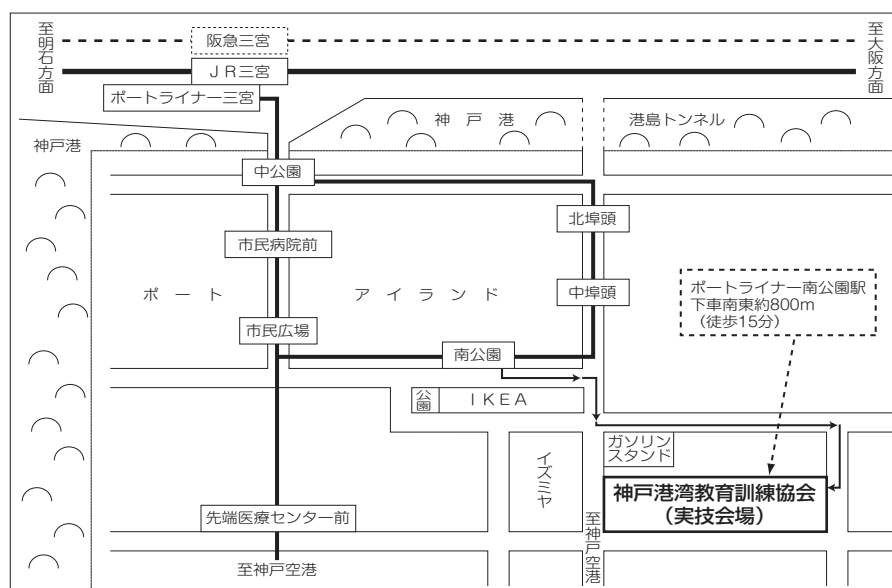
フォークリフト学科会場
(社)兵庫県トラック協会

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
TEL (078) 882-5556



フォークリフト実技会場 神戸港湾教育訓練協会

神戸市中央区港島8-11-3



ご協力ありがとうございました

交通遺児の募金を寄せられた会員

(平成20年12月22日現在)

H20・12・22 (株) ショーゼン

20,662円

交通遺児募金の郵便振替口座

○口 座 番 号 01170-6-54803
○口 座 名 社団法人 兵庫県トラック協会募金係

受講申込書
フォークリフト運転技能講習会
修了証台帳

証明写真を
貼付して下
さい。
縦 3.5 c m
横 2.5 c m

ふりがな			性別	修了証 番 号	※		
氏 名			男 ・ 女				
生 年 月 日		昭和 年 月 日生	交付年月日		※		
現 住 所 (修了証に載ります)		〒			本 籍	都 道 府 県	
		電話					
勤務先	所在地	〒					
	名 称	電話					
所持する自動車 運 転 免 許 証	1. 大型特殊(カタピラ限定なし) 2. 大 型 3. 中 型 4. 普 通 5. 大型特殊(カタピラ限定付) (注)所持する免許に○を付けて下さい。			免許証番号			
				取得年月日 年 月 日			
				発行者 公安委員会			
ここに自動車運転免許証のコピーを貼付して 下さい。			平成 年 月 日				
			受講者氏名 ⑩				
書替・再交付年月日		※ 年 月 日					

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成20年12月末現在）

（単位：円／ℓ）

区 分 元売名	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
	平 均	平 均	平 均	平 均
新 日 本	90.20	97.37	107.50	94.50
出 光	84.53	89.00	91.83	90.00
J エ ナ ジ ー	104.25		136.10	108.37
コ ス モ	83.50	86.03	110.75	104.50
昭 和 シ ェ ル	83.70			
モ ー ビ ル	82.60		93.00	
エ ッ ソ	87.50		95.80	98.00
ゼ ネ ラ ル	85.00			
そ の 他	84.38	91.37	97.50	93.10
総 計	86.80	90.96	103.52	98.29
20 ／ 11	全国平均	調 査 な し	108.28	109.05
	近畿平均		109.35	116.91

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／ℓ）

区 分 集計月	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
	平 均	平 均	平 均	平 均
平成20年 1 月	108.92	109.54	115.59	112.89
平成20年 2 月	108.67	110.60	115.41	115.39
平成20年 3 月	107.25	110.08	116.32	113.82
平成20年 4 月	108.91	111.03	115.66	115.86
平成20年 5 月	95.13	99.70	101.23	104.12
平成20年 6 月	120.40	117.17	124.60	125.10
平成20年 7 月	131.75	130.94	136.58	139.02
平成20年 8 月	141.78	137.33	145.54	146.38
平成20年 9 月	142.33	144.81	149.62	151.40
平成20年10月	132.58	139.59	142.72	142.72
平成20年11月	119.07	126.22	132.70	130.81
平成20年12月	97.71	109.93	115.63	110.09
平成21年 1 月	86.80	90.96	103.52	98.29
年 間 平 均	115.48	118.30	124.24	123.53

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”
（県からの補助金に大きく影響します）

会 員 だ よ り

入 会 届

入会年月日	支部名	種別	会 社 名	代 表 者 名	主 た る 連 絡 先
21.1.20	西 播	一般	(株) 中 津 物 流	八 木 哲 也	〒675-0112 加古川市平岡町山之上33 ☎ 079-453-6340 FAX 079-453-6350
1.22	丹 有	一般	(有) 北 神 北 摂 販 売 セ ン タ ー	脇 水 均	〒651-1123 神戸市北区ひよどり台5丁目10番地 ☎ 078-743-1055 FAX 078-743-3229

退 会 届

退会年月日	支部名	種別	会 社 名	代 表 者 名	備 考
20.12.22	東 部	一般 利用	豊 和 運 送 (株)	和 田 政 子	事業廃止
12.24	明 石	一般	(株) 丸 運	江 原 豊	都合により
21.1.5	丹 有	一般	北 摂 急 送 (株)	溝 畑 和 明	事業廃止
1.5	淡 路	一般 利用	津 名 港 運 (株)	横 山 昌次郎	事業廃止
1.7	東 部	一般	(株) タ カ ハ ラ	高 原 春 植	事業廃止
1.13	丹 有	一般 利用	(株) グ ロ ー リ ー エ ア カ ー ゴ	飯 田 浩 美	兵庫県廃止

変 更 届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	(旧)	(新)
20.12.10	P.14	名 称	中 谷 運 輸 機 工 (株)	中 谷 機 工 (株)
12.17	P.138	代 表 者	内 藤 運 輸 作 業 (株) 内 藤 芳 一	内 藤 芳 幸
12.18	P.60	代 表 者	キャリーサービス(株) 安 部 義 治	安 部 敏 子
12.24	東 部	住 所 TEL・FAX	クリアトランスポート(株) 尼崎市杭瀬南新町3-4-1 ☎ 06-4868-5470 FAX 06-4868-5471	〒664-0839 伊丹市桑津2-8-25 ☎ 072-768-7740 FAX 072-768-7741
12.25	P.137	代 表 者	しんいずみ運送(株) 内 藤 武 男	内 藤 康 匡
12.25	P.204	譲 渡 譲 受 (代 表 者)	西 村 交 益 社 西 村 功	(株) 西 村 交 益 社 西 村 正 司

21.12.26	P.178	代 表 者	(株)ダイネン配送センター 高瀬増雄	井上好平
12.26	P.78	代 表 者	旭扇海運(株) 林宏文	下田真須藏
1.5	P.153	住 所	(株)大盛物流 高砂市伊保崎南6-1	〒676-0077 高砂市松陽2-62
1.9	P.61	代 表 者	酒井陸運(株) 酒井安治	酒井律江
1.16	中 央	住 所	(株)タカロジテム 神戸市中央区港島9-2-10	〒650-0045 神戸市中央区港島9-1
1.19	P.13	住 所 TEL・FAX	(株)トラック共同運輸 神戸市兵庫区駅南通3-4-33 ☎ 078-652-0582 FAX 078-652-0582	〒650-0045 神戸市中央区港島8-12 ☎ 078-303-1120 FAX 078-303-1130
1.19	P.135	名 称 住 代 表 者	エビスヤトランスサービス(有) 東京都東村山市栄町3丁目14 恵面好晴	ヨコモリエビスヤ運輸(株) 〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷1丁目29-4 石田善啓

かなしみ

年月日	支部名	氏 名	会 社 名
20.11.4	西神戸	田 辺 勲 造 様	田 辺 組 運 送 (株)
11.13	淡 路	藤 原 薫 様	(有) 納 水 産 運 輸
11.21	北 播	内 藤 芳 一 様	内 藤 運 輸 作 業 (株)
11.30	西 播	清 水 義 朗 様	関 西 陸 運 (株)
12.13	東神戸	山 田 哲 也 様	サ ン 流 通 (株)
12.15	明 石	田 中 珍 宏 様	平 野 運 送 (株)
12.23	西 播	堀 江 重 子 様	堀 江 運 送 (株)



**ちょっとした地球への思いやり
エコ・ドライブ推進中！です**

協会日誌

月日	行 事 名	場 所	月日	行 事 名	場 所
1・8	自動車関係団体新春賀詞交歓会 正・副会長会議	神戸市 勤労会館7階	2・6	近ト協 幹事会 平成20年度「物流講演会」	大ト協 大阪府立 労働センター
14	ダンプ部会情報交換会	兵ト協		全ト協引越部会正副部会長・幹事・分科委員会合同会議	全ト協
	三木会	兵ト協		京阪神取扱部会合同「第25回正・副部会長会議」	ホテルグラン ヴィア京都
	物流効率化セミナー	エール・ おおさか	7	第23回九州ブロック青年経営者研修会	「和多屋別荘」 佐賀県嬉野市
15	全ト協 全国専務理事業務連絡会議	全ト協	8	丹有支部・但馬支部合同研修会及び新年会	有馬 グランドホテル
16	NASVA安全マネジメント講習会 総務委員会	兵庫県農業 共済会館	9	輸送秩序確立委員会	兵ト協
	東播支部 新春賀詞交換会	兵ト協		三木会	兵ト協
17	ひょうご安全の日 1.17のつどい	中国飯店 (加古川市野口町)	10	黒煙ゼロの街づくりサミット in JAPAN	大 阪 市 中央公会堂
	北播支部 新年役員会	阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター	12	兵ト協 正・副会長会議	兵ト協
	西播支部 新年親睦会・役員会	塩田温泉		青年部 青年経営者代表者研修会	全ト協
	明石支部 年賀会	ホテル日航 姫	13	環境対策委員会	兵ト協
21	はい作業講習会	ホテルキャッスル プラザ 3 階		青年部 第18回全国物流青年経営者中央研修会	グランド プリンス赤坂
	整備管理者選任後研修	兵ト協	16	第55回労働委員会	全ト協
	兵庫県高速道路交通安全協議会	姫路市勤労 市民会館	17	輸送相談担当者会議	全ト協
22	はい作業講習会	(財)兵庫県交通安全 協会 5 階会議室		整備管理者選任後研修	全ト協
	兵庫労働局登録教習機関連絡会議	兵ト協		兵庫県交通安全対策委員会	兵庫県館
	全ト協 総務委員会	兵庫労働局 大会議室		交通対策委員会	兵ト協
	取扱・食品部会合同「新春荷主懇談会・研修会」	第一ホテル京 クラウン		webKIT全国研修・交流会	「横浜新都市ホー」 横浜市
23	運行管理者基礎講習	プラザ神戸 海洋博物館	18	交付金運営委員会	ホテルグラン ヴィア京都
	3 P L 人材育成研修会	ナチュラルホテル エムセブン2F名古屋		全ト協重量部会経営者研修会(交流会)	兵ト協
	尼崎運輸事業協同組合	ホテルニュー アルカイック	19	ISO9001実践セミナー	「熱海大観荘」 熱海市
	創立四十周年記念式典並びに新春賀詞交換会			兵庫県トラック運輸厚生年金基金 第135回理事会	大ト協
	引越部会全体会議	西村屋		全ト協 第89回交付金運営中央委員会	神戸ハーバーランド ニューオータニ
	兵庫支部 新年懇親会	神仙閣		(財)貨物自動車運送事業振興センター 第56回評議員会	第一ホテル 東京
	西神戸支部 支部新年会	神戸飯店 (長田)		兵庫県トラック厚生年金基金 第89回代議員会	神戸ハーバーランド ニューオータニ
24	天狼会 新年例会、臨時総会	割「くろ田」		事故防止研修会	神商ホール
26	ひょうご安全の日推進県民会議防災力強化県民運動大会	ラッセホール2階 ローズサールの間		運行管理者試験事前研修会	兵庫県 農業会館
	大ト協取扱部会 平成20年度「荷主セミナー」	リーガロイヤル ホテル 2 F		全ト協 常任理事会・理事会合同会議	第一ホテル 東京
27	セミナー「運輸安全マネジメント」	ドーンセンター (大阪市)	20	近ト協 正副会長会議	ホテルグラン ヴィア大阪
28	幹線沿道地域の自営転換促進に関する調査研究	神戸 銀行倶楽部		近ト協 理事会	ホテルグラン ヴィア大阪
	K T S 正副会長会議	ホテルグラン ヴィア和歌山	22	兵青協「第2ブロック交流事業 ボウリング大会」	六甲ボウル
	東神戸支部 新年交流会	ホテルモントレ 神戸2階後明館	23	物流政策委員会	兵ト協
29	中小トラック構造改善実証実験事業実績報告説明会	全ト協	24	常任理事会・総務委員会合同会議	兵ト協
	整備管理者選任後研修	兵庫県 農業会館	25	高速道路交通安全協議会理事会・総会	楠公会館
	神戸地区環境連「新春特別講演会・新年交歓会」	クオリティ ホテル神戸		全ト協 経営改善委員会	全ト協
	東部支部 新年賀詞交歓会	ニューアルカイック ホテル	26	ISO14001実践セミナー	大ト協
30	路線部会情報交換会	三 宮		第12回評議委員会	ニューオータニ 神戸ハーバーランド
— 2月の予定 —			— 3月の予定 —		
2・3	輸送秩序確立委員会担当副会長・正副委員長会議	兵ト協	3・1	平成20年度第2回運行管理者試験	神戸国際 展示場
	兵庫県交通安全対策委員会運転対策部会	ひょうご 女性交流館	5	第4回フォークリフト講習会(学科)	兵ト協
4	賃金交渉期における賃金・労働セミナー	全ト協	7	兵青協「第3ブロック 親睦事業フルハーフ滋賀 工場見学」	滋賀県 南 市
	経営改善セミナー	兵ト協		近畿ブロック青年経営者研修会	滋賀県大津市 「琵琶湖ホテル」
5	運行管理者一般講習	港湾労働者 福祉センター	8	第4回フォークリフト講習会(実技)	神戸港湾教育 訓練協会
	兵庫労働安全衛生マネジメントシステム推進連絡協議会	兵庫県中央 労働センター	11	ダンプ部会情報交換会	兵ト協
	兵庫リスクアセスメント推進大会	兵庫県中央 労働センター	14	第4回フォークリフト講習会(実技)	神戸港湾教育 訓練協会
	陸災防 近畿ブロック支部長・事務局長合同会議	ホテルグラン ヴィア京都	15	第4回フォークリフト講習会(実技)	神戸港湾教育 訓練協会
	労働災害防止団体等連絡協議会	パレス神戸 4 階	24	兵ト協 予算総会	兵ト協

「安全性優良事業所の認定制度」は、 産業界も注目しています。

(社)日本経済団体連合会「安全運送に関する荷主としての行動指針」

(平成15年10月21日策定) より抜粋

1. 法令を遵守し、運送事業者に対して、過積載や高さ制限違反等の法令違反となるような要求はしない。

2. 運送事業者の選定にあたっては、ISO9001基準や**安全性優良事業所認定制度**などの客観的な基準を積極的に活用する。

3. 法令違反を繰り返す運送事業者に対しては、取引の停止などを含め、毅然とした態度で臨む。

4. 運送事業者との協力のもと、安全運送に関する定期的な協議・会合の実施、安全パンフレットの配布など安全運送の確保と啓蒙活動に努める。



マークのトラックは

高品質な輸送を
ご提供します。

